

造林事業請負契約書（案）

1 事業名 柿其国有林外 森林環境保全整備事業 南木曽 3  
2 事業場所 長野県木曽郡南木曽町 柿其国有林 13ろ 林小班外  
3 事業量 別紙事業内訳書のとおり。  
4 事業期間 契約日の当日から  
令和8年11月30日まで  
ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙事業内訳書のとおり。  
5 請負金額 ￥――  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥――)

6 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。  
(適用されるものは○印、削除されるものは×印。)

| 適用削除の区分 | 選択事項                          | 選択条項     |
|---------|-------------------------------|----------|
| ×       | 契約保証金の納付                      | 第4条第1項1号 |
| ×       | 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提出        | 第4条第1項2号 |
| ×       | 銀行, 発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証 | 第4条第1項3号 |
| ×       | 公共工事履行保証証券による保証               | 第4条第1項4号 |
| ×       | 履行保証保険契約の締結                   | 第4条第1項5号 |
| ×       | 支給材料及び貸与品                     | 第15条     |
| ×       | 前金払 分の 以内                     | 第35条第1項  |
| ×       | 中間前払金                         | 第35条第4項  |
| ○       | 部分払 3 回以内                     | 第38条     |
| ×       | 国庫債務負担行為に係る契約の特則              | 第40条     |

7 支給材料及び貸与物件

| 品名 | 品質規格 | 数量 | 引渡予定場所 | 引渡予定月日 |
|----|------|----|--------|--------|
|    |      |    |        |        |
|    |      |    |        |        |
|    |      |    |        |        |
|    |      |    |        |        |

8 特約条項  
(1) 下刈作業の植栽木損傷の損害賠償は、別紙「下刈作業における植栽木損傷の損害賠償」によるものとする。

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び 年 月 日に交付した国有林野事業造林請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 長野県木曽郡南木曽町読書3650-2  
氏名 分任支出負担行為担当官  
木曽森林管理署南木曽支署長 井口智

請負者 住所  
氏名

(別紙)

## 下刈作業における植栽木損傷の損害賠償

1. 下刈作業において、請負者が、損傷した植栽木の損害率が次の許容損傷率を超える場合、発注者は、請負者に対し損害賠償の請求をすることができる。

| 林齢    | 1(2)年 | 2(3)年 | 3(4)年 | 4(5)年 | 5(6)年以上 |
|-------|-------|-------|-------|-------|---------|
| 許容損傷率 | 5%    | 4%    | 3%    | 2%    | 1%      |

(注) ( )書きは、秋植及び年度末植箇所其林齢とする。

2. 請負者が負担すべき賠償額は、発注者の定める損害賠償基準により算定した額とする。

3. 損傷した植栽木とは、損傷したことによって翌年度の秋までに健全木と同程度に回復する見込みのないものをいう。